100周年通信

＜2号＞平成28年9月

✿貧困問題に向き合い奔走する（救護法制定までの道のり）

明治維新後、それまで藩ごとに対応していた『救貧対策』は、明治政府により明治７（1874）年に『恤救（じゅっきゅう）規則』に改められました。公的な救済制度ではあったものの、その実態は親族や近隣の家々で助け合うことが大前提の、極めて限定的な内容でした。

その後、急速に資本主義が発展し、新たな貧困と生活苦が広がっていきます。明治末期に始まった恐慌は、それまでになく大規模で長期にわたるものでした。農村は深刻な不況により、大正７年には米騒動が起こります。民生児童委員の前身である『済世顧問制度（大正６年）』『救済委員制度（大正７年）』『方面委員制度（大正７年）』が生まれたのもこの時期です。

〔無料理髪所〕
昭和5年・東京市下の方面委員主催

さらに昭和へと時代が移るにつれ、大不況はさらに金融恐慌、農業恐慌を引き起こし、失業や賃金の切り下げをはじめ、欠食児童の増加のほか、人身売買として「娘の身売り」も農村部を中心に各地で行われるなど、それまでの地縁・血縁の助け合いだけでは対応できない、多くの社会問題が山積みとなります。

こうした緊迫した社会情勢の中、ついに時代にあった救貧対策として『救護法』が昭和4年に、『昭和5年実施』との付帯決議を附して制定されました。

しかし、昭和4年に濱口内閣に代わり、軍備拡張から縮小へ、積極財政から緊縮へと方針の転換を図ったため、救護法実施そのものが危ぶまれてしまいます。

日夜問わず貧困世帯に寄り添い、実態を目の当たりにしていた方面委員は、何としても救護法が実施されるようにと、全国一丸となって、国に向き合い、血のにじむ運動を展開します。個々の活動が、組織となって大きな時代のうねりを生み出した瞬間でもあります。

今号は、現在の生活保護法の前身である『救護法』施行の裏にあった、先人たちの貧困世帯のために奔走した歴史の一端をご紹介します。

【東京版 民生委員制度創設100周年記念事業企画委員会の動向】

◆大会関連部会
都民連オリジナルの記念切手を作製し、有償頒布しました。10～11月にはお手元に届くよう、作成しています。

◆活動推進部会
東京版活動強化方策の本体版の作成を進めており、12月に発行する予定です。都大会の宣言や次年度の都民連事業（研修等）に反映し、具体的に実行に移していきます。

◆歴史総括部会
100年正史、概要版、映像資料ともに作成を始めています。映像資料は小中学校の学習教材にも活用できるよう、子どもの興味がわくような内容となっています。

～昭和の事例紹介～

現在と当時とでは、行政サービスが大きく異なります。しかし、当時の事例をみると、委員の活動は「相談者の話を聴き、悩みを解決するために知恵を絞り、相談者に寄り添い、励まし、共に自立支援に向けて奮闘すること」であり、今と変わらない姿が見えてきます。

世帯更生資金で仕立て屋として更生された様子
（向かって左側は民生委員）

事例１

生活苦に陥ったＡさん家族の相談を親身になって聴いた委員は、福祉事務所につなげる。すぐに生活保護開始となったものの、直後に父親が他界。委員は二児を抱えた母親に寄り添い、励まし、真剣に生活の立て直しを考える。委員の熱心な働き掛けにより、無事、子どもは保育園に入園、母親も職業に就くことができた。生活が安定し、生活保護からは卒業となった。

「又時折はこの家庭を訪問して力を付けて居りますが、委員として以上の様に順調にしかも比較的短時間に更生できたので、指導の甲斐があったと自ら顧みて心温まる想いがするのでありますが、之も皆、関係機関の温かい取り扱いと本人の燃ゆる様な努力の賜であることを痛感したのであります（男性）」

※「民生委員・児童委員活動事例№1」（昭和30年発行）より

事例２

酒癖が悪く、警察沙汰になることが多々あったＢさん。子どもが4人おり、母親は病弱のため働けず、父親が施設入所するたびに生活保護となっていた。娘の相談に乗っていた委員は、一家の自立更生のために酒をやめさせようと、退所してきた父親と向き合う。話の流れから、委員も煙草をやめるので、Ｂさんも酒をやめましょう、そして口約束だけでなく、あちこちみんなに「酒をやめた」と宣伝しようと提案する。人情溢れる関わりの中、無事酒を断つことができ、生活保護の心配もなくなった。Ｂさんは「御恩報酬の真似ごと」と言って、毎年一万円を共同募金に募金をしてくれるようになった。

「とかく民生委員というものは、失敗するとなさけなくなって、いっそやめようかと思い、うまくいくと抱き合って喜び合い、文字どおり悲喜交々のボランティア活動ですが、その活動をとおして、自分からも磨き上げ、深めていくという心構えと努力がなかったら、結局は成就も成功もむずかしいのではないかとつくづく思うようになった昨今であります（36年目・男性）」

※「民生委員児童委員の実践記録」（昭和52年発行）より

〔方面委員が発行する各種無料券〕（大正13年）
方面委員が個人の事情を配慮しながら適宜配布した

企画　東京版 民生委員制度創設100周年記念事業企画委員会
発行　東京都民生児童委員連合会
〒162-0823　東京都新宿区神楽河岸1-1　セントラルプラザ４階
TEL：03（3235）1163　FAX：03（3235）1169　E-mail：tominren@tcsw.tvac.or.jp

※本通信では、歴史的な事実に関する表現を、当時のまま使用することがあります。

貧困問題に向き合い奔走する

救護法実施を目指して一丸となる

○1929（昭和4）年、第2回全国方面委員大会が東京で開催され、**全国方面委員の総意を持って、救護法実現に邁進することが決議**されました。

○濱口内閣の各省関係者や政党等に**「烈々たる陳情」を重ねます。**

■しかし、政府は未曾有の大不況を理由に、一向に解決に向けた動きを見せません。

○1930年（昭和5年）とうとう実施が見送られ、翌年の見通しも立たない現状に、同年10月、救護法実施促進全国大会が東京で開催されました。**「目的貫徹まで、一層の積極的努力に傾倒すること」が決議、宣言**され、「二十万窮民を飢餓より救え」をスローガンに悲壮な戦いを続けます。

■しかし、「死力を盡（つく）しての努力もにわかには効力を奏せず」目的は果たされませんでした。

安達内相に陳情する代表

渋沢栄一 氏

事態の好転が見られず業を煮やした方面委員一同は、昭和5年11月、病中の渋沢栄一氏にも懇請します。氏は「私も及ばずながら力を尽くすのが当然の義務と考えます」と熱涙をもって快諾され、医師等が止めるのも聞かず、病をおして関係方面を歴訪懇請されたとの逸話も残されています。

年末白米古着配給
（昭和5年東京市下の方面委員主催）

白米・素麺配給
（昭和5年東京市下の方面委員主催）

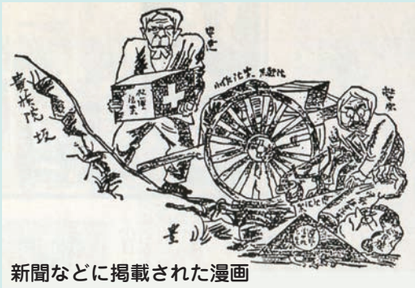
新聞などに掲載された漫画

新聞紙上でも「全國の方面委員がけふ血と涙の決議、救護法の六年實施へ」「全國二十萬の細民を救ふべく大會を開き猛運動」などの大見出しで掲載されます。世論喚起に大きく貢献しました。

上奏を決意、そして救護法実施

上奏を決意し、皇居前に整列して頭を垂れる全国の方面委員代表

○1931年（昭和6年）2月16日、万策尽きた方面委員は最後の手段として全国の方面委員代表1116名の連署をもって、**“救護法実施請願の表”を上奏します。**

○そして、同年3月5日、ついに救護法実施予算が衆議院に提出され、**翌1932年（昭和7年）1月より実施**となりました。

○この一連の行動は、方面委員の全国組織の必要性を明確にしたばかりでなく、社会的にその存在と使命が知れ渡り、そして委員自身の確固たる自信へとつながっていきました。

今号はここに注目！

○恤救規則
1874（明治4）年
・明治政府による**公的な救済制度**
・但し、あくまでも親族や隣保相扶によるもので、国家が対応する対象はごく限られた人であり、金額もわずかであった。

《救護法の制定が求められる》
・不況の中、貧困問題は「個人の問題」ではなく「社会の問題」であり、国が貧困問題に関与すべきとの流れが生まれ、救護法について議論される。
・昭和4年に「5年実施」との付帯決議を附して可決されるも、内閣交代で徹底した緊縮方針により、施行準備も頓挫してしまう。
・その時、全国の方面委員が一丸となって実施を目指し行動を起こす。

○救護法　1929（昭和4）年制定
1932（昭和7）年制定
・方面委員は「補助機関」と位置付けられ、無給の名誉職として、救護法の運営にあたる。

震災における児童救護活動

○旧生活保護法
1946（昭和21）年
・貧困に陥った理由・原因を問わず、なんら差別なく適用を受けられるようになる。
・民生委員は「補助機関」のまま運営にあたる。

＊昭和21年　民生委員令公布
＊昭和22年　児童福祉法公布
＊昭和23年　民生委員法公布

○生活保護法
1950（昭和25）年
・国の責任の下、近代的な科学的基盤をもって国民の最低生活を保障する法律となる。
・民生委員は「協力機関」と位置付けられる。

※現在に至る

○民生委員一人一世帯更生運動　1952（昭和27）年
・第7回全国民生委員・児童委員大会において、救貧から**防貧活動を強化し**、一人の民生委員が一世帯ずつでも更生させていこうと提案・決議され、全国的な運動となる。

○世帯更生資金貸付（現・生活福祉資金）制度
1955（昭和30）年
・昭和28年に東京の委員が提案した資金貸付のための法整備が全国大会において全会一致で採択され、昭和30年に、民生委員と社会福祉協議会が協働して低所得者に貸し付けを行う「世帯更生資金貸付」制度となる。

※方面委員⇒民生委員　●終戦後、時代は大きな変革を余儀なくされ、各法が見直される中、方面委員も時代の遺物とならないよう、内外からその刷新強化が要請され、昭和21年10月に「民生委員令」が施行。　●当時「方面委員＝救貧委員」となっていた観念を一掃し、生活困窮者の救護活動のみでなく、児童、母子福祉、老人福祉、家庭上の諸問題、保健衛生など広く地域の福祉増進に携わる「民生安定の推進者、民生安定諸施策実施の協力者」としての職責を表現した「民生委員」に改められた。

※渋沢栄一氏（1840～1931年）　●明治維新後の近代化が始まる時代に活躍した実業家。　●金融システムの整備を図り、多くの企業を設立するとともに、「富は社会に還元すべき」との思想から、養育院（現 東京都健康長寿医療センター）を始め多くの社会公益事業を手掛けた。